

「北の近江振興」高校生サミット実施運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

「北の近江振興」高校生サミット実施運営業務

(2) 業務の内容

別紙「『北の近江振興』高校生サミット実施運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）

(4) 予定価格

2,999,986 円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

2. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：「役務」

中分類：「イベント」、「諸サービス」または「その他の役務の提供」

・ 地域ブロック

県内事業者

なお、新たに競争入札参加者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

3. 公募型プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

4. 質問および回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

別添の質問票（様式4）により、電子メールまたはFAXで、10に示す問い合わせ先あて提出すること。なお、質問票を送付した場合は、必ず受信の確認を行うこと。

（2）質問受付期限

令和7年4月28日（月）17時まで

（3）回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和7年5月1日（木）を目途に、質問者に電子メールで送付するとともに、以下の県教育委員会ホームページに公開する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/sonota/>

5. 提出書類

（1）公募型プロポーザル応募申込書（様式1）：1部

（2）企画提案書

① 体裁および部数

体裁：A4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数：6部（正本1部、写し5部）

② 内容

次に掲げる事項について、具体的な実施方法や内容を記載すること。また本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること

ア：業務実施体制

イ：配置予定者の経歴等

ウ：業務全体のスケジュール

エ：具体的業務における提案内容

（3）事業費見積書

① 体裁および部数

体裁：A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数：2部（正本1部、写し1部）

② 作成上の留意事項

・仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税（10%）を含み、税額を明示すること。

・見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名および代表者印を記載すること。

（4）添付書類

・会社等概要書（様式2）または会社等の概要説明書（パンフレット等）：6部

・本委託業務と類似の業務の実績（様式3）：6部

（5）社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合）：各1部

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合、同登録書の写し。

・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し

・高年齢者就業確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ

届出をしている就業規則の該当箇所の写し

- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者の雇用をしている場合、障害者を雇用している旨の申立書
- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合、同認定書通知書の写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
- ・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、同認定証の写し
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
- ・ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は
 - ①については審査登録機関の証明書の写し、①以外については、認証・登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6. 提出の方法

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）17 時まで 時間厳守とし、郵便の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

10 に示す場所に、持参または郵便（簡易書留）により提出すること。

- ・ 持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9 時から 17 時までとする。（正午から 13 時を除く）
- ・ 郵送による場合は、差し出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

7. 審査および契約予定者の決定方法

滋賀県教育委員会事務局高校教育課および関係課において 3 名の委員をもって設置する審査会で、(2) に示す評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、総合点が最も高かったものを当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施する。

① 実施予定日

令和7年5月16日（金）

詳細な時間および場所などは提案者に別途通知する。

②方法

プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとする。

③その他

担当者への配置予定者については必ず出席すること。

（2）評価項目および評価点

番号	評価項目	着眼点	評価点
1	事業実施体制	○業務の実施体制は十分か。 ○業務の円滑かつ効果的な実施に必要な専門的知見やノウハウを有しているか。 ○過去の実績から本業務を達成するのに十分な能力を有しているか。 ○業務の全体スケジュールは適切か。	15
2	事業説明会・キックオフミーティング・中間報告会の企画・運営	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○高校生の意欲を高め、やる気を引き出す内容になっているか。 ○高校生が相互に学びを深めあえる内容になっているか。	26
3	探究活動等の支援体制	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○高校生の主体性を支援し探究活動等を深める内容になっているか。	15
4	高校生サミットの企画・広報・運営	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○提案が高校生の活動内容の発信につながる内容になっているか。	28
5	経済性	○見積価格は適正であるか。 ・ 予定価格の80%未満・・・・・・・・・・10点 ・ 予定価格の80%以上85%未満・・・・・・8点 ・ 予定価格の85%以上90%未満・・・・・・6点 ・ 予定価格の90%以上95%未満・・・・・・4点 ・ 予定価格の95%以上100%以下・・・・・・2点 ・ 予定価格の100%超・・・・・・・・・・失格	10
6	社会政策面の取組	○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けているか。	1
		○次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		○高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1

	○障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	○滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか。 または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	○5.(5)で示す環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。	1
合計		100

(3) 結果の通知

審査結果については、企画提案書の提出があった事業者全員に書面により通知する。

8. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、高校教育課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

9. その他

- (1) 提出書類に不足がある場合または必要な事項が記載されていない場合、失格とする。
- (2) 提出後の書類の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 委託料の支払いは、精算払いとする。
- (6) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。

10. 問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局高校教育課魅力ある高校づくり推進室 （担当：内田）
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL : 077-528-4578
FAX : 077-528-4953
E-Mail : miryoku@pref.shiga.lg.jp